

会 議 名 (審 議 会 等 名)		第1回 川西市社会福祉施設に係る指定管理者選定委員会		
事務局(担当課)		健康福祉部 福祉推進室 福祉政策課 内線(2651)		
開 催 日 時		平成20年 9月18日(木) 15時00分～16時30分		
開 催 場 所		川西市役所 庁議室		
出 席 者	委 員	委員長 中田 篤彦 副委員長 市村 和雄 委員 齊藤 悦子 委員 角田 幸雄		
	市出席者	市長 大塩 民生		
	事務局	健康福祉部長 益本 正隆 健康福祉部福祉推進室長 根津 倫哉 健康生活室長 今北 延行 健康福祉部参事 乾 和雄 長寿・介護保険課長 大田 忠好 福祉政策課長 芝 良一 福祉政策課 主任 樋口 夕 こども部長 後藤 哲雄 こども部子育て室長 藪野 俊介 子育て支援課長 小林 宏		
傍 聴 の 可 否		可 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不可 ・ 一部不可	傍 聴 者 数	人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由		今回の会議が第1回目で、会議公開に対する方針が決定しておらず、委員に会議公開制度についての周知を図る必要があったため。		
会 議 次 第		1. 開 会 2. 委嘱状交付 3. 選定委員会委員紹介 4. 市長あいさつ 5. 川西市社会福祉施設に係る指定管理者候補法人等の選定について(諮問) 6. 議事 (1)川西市社会福祉施設に係る指定管理者選定委員会会議公開制度運用要綱並びに川西市社会福祉施設に係る指定管理者選定委員会の会議公開に係る傍聴要領の制定について (2)川西市社会福祉施設指定管理者募集要項等について (3)川西市社会福祉施設管理者の申請法人について (4)川西市社会福祉施設指定管理者候補法人の選定基準並びに同採点表について (5)その他 今後の選定委員会の開催予定等 7. 閉 会		

<p>会 議 結 果</p>	<p>市長から委員会に諮問を行うとともに、選定基準の一部の修正を次回に提出するという事で全ての議事について承諾を得た。</p>
----------------	---

審 議 経 過

No. 1

議 事 要 旨

(1)川西市社会福祉施設に係る指定管理者選定委員会会議公開制度運用要綱及び川西市社会福祉施設に係る指定管理者選定委員会の会議公開に係る傍聴要領の制定について

原案どおり承認された。また、次回の会議について、会議の内容がプレゼンテーション、ヒアリングであり、様々な情報が開示されるおそれのある場合は会議の公開を行わないことができることから非公開とすることを決定した。

(2)川西市社会福祉施設指定管理者募集要項等について

委 員：緑台デイサービスセンターや久代デイサービスセンターは、介護保険を使って運営されていると思っていたのですが、資料は介護保険のことに触れていないように感じましたが、介護保険のことは触れなくていいのでしょうか。

事務局：事業者に資料をお配りする際には、同時に業務仕様書というものをお配りしておりまして、たとえば①グループの緑台デイサービスセンターの場合においては、業務仕様書の2頁目になりますが、介護保険に関する事項として介護ということを書かせていただきまして、老人福祉法の第5条の第3項老人デイサービス事業の中に介護保険法の通所介護が含まれております。

委 員：久代デイサービスセンターについては、介護保険に触れていないのですが。

事務局：①グループ、②グループとやや表現が違いますが、ご指摘のとおり介護保険法のことには、触れておりませんが、②グループの方でも久代デイサービスセンターに関しても、老人福祉法の事業ということでその中に介護保険法が含まれております。

(3)川西市社会福祉施設指定管理者の申請法人について

①②グループについて、社会福祉法人 社会福祉事業団の1法人から申請があり「申請者の資格」要件を満たしていることを報告。

(4)川西市社会福祉施設指定管理者候補法人の選定基準及び同採点表について

委 員：具体的にどうするか。複数では、この採点表は意味するが、これで採点してどう評価するのかです。総合的に勘案してという発言がありましたが、選定委員として何を基準にして、総合的に何点以上であれば、社会福祉事業団を指定管理としていいだろうと判断するのでしょうか。

事務局：8割くらいの数字を考えています。1法人であり、採点するのは意味がないということになります。一応採点をしていただきたいと思います。

委 員：8割以下では困るわけで、たとえば、総合的に今までの実績や経理面のことも含めて指定管理として妥当であり、今までのサービス基準が保てるかなど選定委員会で判断してもらえたらいいのではないかと思います。

事務局：一度採点していただき、ヒヤリングなどふまえて第三者評価をしていただいで、その採点結果を見ていただき、事業団を新たな指定管理として認めていいかどうか判断していただきたいと考えております。

委 員：とりあえず、採点したらいいということですね。

事務局：採点はお願いしたいと考えております。

委 員：選定経過としては何を残さなければなりませんか。

事務局：記録としては、合計点数を残すかどうか、残し方も選定委員会で判断していただきたいと考えております。

委 員：指定管理者が変わっていくということは、通所している人にとっては、悪影響があるのでは。今回文化財団の指定管理、体育スポーツ振興事業団、社会福祉事業団につきましても、施設を管理するためにつくった事業団、財団は本来は民活をやっているわけです。もともと管理されているところが指定管理することが増えてきています。その中で、市として更なる施設運営の信頼性の向上とか経費節減などもありまして、今回公募したわけです。

委 員：大きな事業なのにどうして応募が無かったのか不思議に思います。介護保険が始ってから、市内にも民間施設ができ、民間施設なりにやっておられますが、かたや介護保険を使って民間でしているところと、事業団で守られているところと、市民の感覚とすれば、割合守られているという感じがします。事業団として特殊な部分で担っていくというのであれば納得しますが。

事務局：通所介護の施設は市内に27あります。介護保険法の中で職員の人員や介護報酬は決められているので、経理上職員にしわ寄せが生じるという問題があります。事業団は正規職員で、職員の給与面では高く、民間の場合、職員の多くをパート等で賄い、ぎりぎりのところでされているケースが多く、そういうところが違うのではと思います。介護職は職員を募集していますが介護職はしんどいなどというイメージがあるのかなかなか集まりません。通所介護だけでなく特養やショートなど複合施設として経営を安定化させるところもあり、事業団も複合的に事業を実施しています。民間だと難色を示すような、エレベーターの無い5階建てのマンションにお住まいで通所介護をされている方でも、職員2人体制でかついで昇り降りし通所していただくなど対応しています。

委 員：そういう部分を今回OKになるのであれば、重度でなかなか施設で看てもらえない人達を看ていくと言う姿勢を示してほしいと思います。介護保険ではできない部分を老人福祉法の部分で担えるとか、介護保険と老人福祉法を組み合わせる。

(5) その他

今後の選定委員会の開催予定等

委 員：27頁（4）の選定基準をどうしますか。

事務局：27頁（4）の表現ですが、次回の選定委員会に選定基準案を提示するということでしょうか。

委 員：承諾します。

事務局：今回はヒアリングの後に現地視察をするかどうか決めたいと考えております。選定委員会は本日を含め3回予定しております。